

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年 7月18日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	No. 1流入渠水位計他計装設備点検整備業務		
業務場所	東宇治浄化センター		
委託期間	令和7年8月27日 ～ 令和8年1月30日 157日間		
業務概要及び条件	No. 1流入渠水位計他計装設備点検整備業務 ①No. 1流入渠水位計点検整備 一式 ②No. 2ポンプ井水位計点検整備 一式 ③放流量流量計点検整備 一式 ④各種試験及び調整 一式		
予 定 価 格	¥4, 719, 000 (税込)	最低基準価格	¥3, 303, 000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと ①参加資格者名簿登録 ②下水道施設における計装設備の点検又は整備業務実績（元請、過去10年以内）			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和7年7月24日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和7年8月20日(水) 場 所 宇治市役所 本館 8 階 大会議室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和7年7月18日（金）午前9時から
令和7年7月31日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

No.1 流入渠水位計他計装設備点検整備業務

仕様書

宇治市上下水道部

水管理センター

第1章 一般事項

(適用)

第1条 本仕様書は、宇治市上下水道部水管理センターの発注する「No.1 流入渠水位計他計装設備点検整備業務」の契約において適用する。

(仕様書)

第2条 本仕様書は、契約書によるほか細部に係る事項を一般事項及び特記事項に示す。

(業務内容)

第3条 業務内容は、第2章特記事項に示す。

(環境保全)

第4条 受注者は、本業務の実施にあたり、作業現場の環境保全に努めることはもちろんのこと、当該施設周辺についても悪影響を与えないようにしなければならない。

(施設保全)

第5条 受注者は、本業務の実施にあたり、当該施設の施設保全のため必要な養生を行うものとする。万が一施設を汚染又は損傷した場合は、受注者はこれを修復しなければならない。

(安全衛生)

第6条 受注者は、業務の実施にあたり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 1 労働安全衛生法および関係法令を遵守し、作業の安全を図らなければならない。万が一事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報するとともに担当職員に連絡し、適切な処置を施すものとする。
- 2 作業現場は混乱のないよう適切な人員を配置して現場の秩序を維持し、整理整頓を行い、保健衛生及び安全管理に努めなければならない。
- 3 当該施設のクレーン等機械設備並びにコンセント等電気設備を使用する作業は、事前に担当職員の承諾を得て、十分に安全確認を行った上で使用しなければならない。
- 4 作業は、機器等製造業者の認める基準や方法に基づき安全に行わなければならない。なお、技能資格が必要な作業を行う場合は、専門の資格を有する者に行わせなければならない。

(事前調査)

第7条 受注者は、現場状況や発注図書記載事項その他について綿密な事前調査を行い、状況を十分把握した上で業務にあたらなければならない。

(競合工事等)

第8条 受注者は、競合する工事等がある場合は、競合相手と連絡し、作業の相互進捗を図るとともに、互いに協力し合わなければならない。なお、競合部分の作業については必要の都度、担当職員と協議するものとする。

(作業時間等に関する事項)

第9条 受注者は、現場での作業実施において、以下の事項を遵守するものとする。

- 1 作業は、祝日を除く月曜日から金曜日までの平日の日間において、午前9時から午後5時までの時間帯内に制限するものとする。
- 2 作業上の都合で前項の制限から逸脱する必要がある場合は、事前にその理由および作業内容を担当職員に報告するものとし、承諾を得た場合においてのみ作業実施できるものとする。
- 3 作業実施日は、作業開始前及び終了後に、必ず担当職員に作業内容等を報告するものとする。
- 4 作業の都合上、既設機器や施設の運転停止が必要となる場合は、事前に担当職員に連絡し、作業実施の承諾を得るものとする。
- 5 下水処理の都合上、やむを得ない事由により、担当職員が作業の一時中断を指示した場合は、受注者は速やかに従うものとする。

(承諾又は立会確認が必要な事項)

第10条 受注者は、当該施設内で作業を行う場合、作業用車両の占用駐車場所、作業員の休憩場所のほか作業上支障となるものの仮処置等について、担当職員と事前に協議した上で、承諾又は立会確認を受けなければならない。

(作業終了時の処置)

第11条 受注者は、作業終了時は速やかに廃材及び仮設物を撤去し、作業現場を清掃して原形復旧しなければならない。

(受注者の負担)

第 12 条 本仕様書・発注図書に定められるもののほか、以下に掲げる事項は、受注者が負担しなければならない。

- 1 業務実施上必要となった軽微な作業費用。
- 2 第 5 条及び第三者に損害を与えた場合の賠償費用。
- 3 官公署届出手続きにかかる一切の費用。
- 4 その他、担当職員が指示する書類の作成費用。

(提出書類)

第 13 条 受注者は、次に掲げる書類を遅滞なく担当職員に提出しなければならない。

- 1 契約後 5 日以内に、着手届（契約書第 6 条）・業務金額内訳書・工程（予定）表。
- 2 契約後速やかに、業務担当責任者・技術者届及び下請負（委任）通知書。
- 3 現場施工前に、工程（実施）表及び本業務で使用する材料、部品等の材料通知書並びに第 2 章特記事項に示された承諾図等の承諾申請書類。
- 4 業務完了時に、業務完了届・業務報告書・業務写真（着手前から完了時まで各工程順に整理編集したもの）。

(完了検査)

第 14 条 受注者は、業務完了届提出後、本市検査職員による検査（契約書第 17 条）を受検しなければならない。

(業務金額の請求)

第 15 条 受注者は、業務完了検査合格後、請求書（契約書第 18 条）を提出するものとする。なお、業務金額の支払いは銀行振込一括払いとする（振込先明示のこと）。

(その他)

第 16 条 本仕様書に記載なき事項については、担当職員と協議の上決定するものとする。

第2章 特記事項

1. 業務目的

本業務は、東宇治浄化センターNo.1 流入渠水位計他計装設備の点検整備を行い設備機能の保全を図るものである。

2. 業務名称

No.1 流入渠水位計他計装設備点検整備業務

3. 業務概要

No.1 流入渠水位計他計装設備点検整備業務 一式

- ①No.1 流入渠水位計点検整備
- ②No.2 ポンプ井水位計点検整備
- ③放流量流量計点検整備
- ④各種試験及び調整

4. 業務場所

所在地 宇治市木幡北島10番地
施設名 東宇治浄化センター

5. 業務期間

契約締結日 ～ 令和 8年 1月 30日

6. 計装設備既設機器仕様

1) No.1 流入渠水位計

検 出 器	S L - 1 8 0 C
中 継 箱	J B - 4 8 3 M
出 力	D C 4 ～ 2 0 m A
測 定 範 囲	0 ～ 1 2 m
製 作 会 社	J F E ア ド バ ン テ ッ ク (株)
設 置 年 月	2 0 1 3 年 1 0 月

2) No.2 ポンプ井水位計

検 出 器	S L - 1 8 0 C
中 継 箱	J B - 4 8 3 M
出 力	D C 4 ~ 2 0 m A
測 定 範 囲	0 ~ 6 m
製 作 会 社	J F E アドバンテック (株)
設 置 年 月	2 0 1 3 年 5 月

3) 放流量流量計 (せき式流量計)

検 出 器	S L - 1 8 0 C
中 継 箱	J B - 4 8 3 M
出 力	D C 4 ~ 2 0 m A
測 定 範 囲	0 ~ 0 . 5 0 2 6 m (0 ~ 4 0 0 0 m ³ / h)
製 作 会 社	J F E アドバンテック (株)
設 置 年 月	2 0 1 3 年 8 月

7. 業務内容

①No.1 流入渠水位計点検整備

既設の No.1 流入渠水位計について、製作会社による点検整備を実施する。整備に伴い、水位計検出器 (吊下げチェーン含む) 及び中継箱、中空ケーブルの取替を行うとともに、その他通常運用上必要な部品についても同様に取替を行うものとする。

なお、本計器は屋外設置となるため、中継箱に日除けカバーを設置するものとする。

計器仕様は前項を参照するものとし、吊下げチェーン及び中空ケーブルの全長は 15m とする。

②No.2 ポンプ井水位計点検整備

既設の No.2 ポンプ井水位計について、製作会社による点検整備を実施する。整備に伴い、水位計検出器 (吊下げチェーン含む) 及び中継箱、中空ケーブルの取替を行うとともに、その他通常運用上必要な部品についても同様に取替を行うものとする。

なお、本計器の中空ケーブルを取り替えるにあたり、高所作業となることから仮設足場の作成を想定しているが、あくまで参考であり、業務内容を拘束するものではない。詳細は契約後、発注者と協議の上で決定するものとする。

計器仕様は前項を参照するものとし、吊下げチェーンの全長は 10m、中空ケーブルの全長は 60m とする。

③放流量流量計点検整備

既設の放流量流量計（せき式流量計）について、製作会社による点検整備を実施する。整備に伴い、水位計検出器（吊下げチェーン含む）及び中継箱、中空ケーブルの取替を行うとともに、その他通常運用上必要な部品についても同様に取替を行うものとする。

計器仕様は前項を参照するものとし、吊下げチェーン及び中空ケーブルの全長は10mとする。

④各種試験及び調整

点検整備後の各種試験及び調整を行う。

各種試験については、電源試験及びループ試験を想定しており、そのほか計装設備の機能確認に必要な試験についても同様に実施すること。

8. その他

- ① 本仕様書及び付図に明記されていない事項については、日本下水道事業団監修「電気設備工事一般仕様書・同標準図（最新年度版）」によるものとする。
- ② 業務実施にあたっては、担当職員と十分打ち合わせのうえ、業務に支障を来さないよう、迅速かつ安全に施工するものとする。
- ③ 施工日程については、担当職員と協議のうえ行うものとする。
- ④ 作業終了後は、現場の清掃及び後片付けを行うものとする。
- ⑤ 本業務で発生する廃棄物については、受注者が適正に処分するものとする。
- ⑥ 業務実施上必要な事項は、本仕様書に明記されていなくてもこれを行うものとする。